

# 熊本県歯 29年度 No.1

2017.5.31発行

## 国保だより

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

平成29年4月より、保険料が変わりました

### ●後期高齢者支援金分

全ての被保険者  
(0歳以上75歳未満) **3,600円** 新 ← 3,500円 旧

### ●介護保険料

第2号被保険者  
(40歳以上65歳未満) **4,200円** 新 ← 3,600円 旧

### 保険料の月額

		月額	内 訳 (医療分+後期高齢者支援金分+介護保険料)
種 別	介 護 保険料		
甲種組合員	あり	<b>23,800</b> + 所得割額	16,000 + 3,600 + 4,200 + 所得割額
	なし	<b>19,600</b> + 所得割額	16,000 + 3,600 + 所得割額
乙種組合員	あり	<b>16,300</b>	8,500 + 3,600 + 4,200
	なし	<b>12,100</b>	8,500 + 3,600
乙種組合員 (勤務医)	あり	<b>19,300</b>	11,500 + 3,600 + 4,200
	なし	<b>15,100</b>	11,500 + 3,600
家 族 (甲・乙種)	あり	<b>11,800</b>	4,000 + 3,600 + 4,200
	なし	<b>7,600</b>	4,000 + 3,600

※当月分の保険料は、当月の24日に口座引き落としとなります。  
(24日が土・日・祝日の場合は銀行の翌営業日となります。)

# 保険料領収書のご確認をお願いします

保険料領収書については、毎月、5日頃の熊歯会報等発送時に封筒へ同封しております。加入中の甲種家族、乙種本人・家族の氏名も記載しておりますので、定期的にご確認をお願いいたします。

平成29年度 **国民健康保険料領収書**

様

  
 熊本県歯科医師国民健康保険組合  
 理事長 浦田 健

平成29年5月分の国民健康保険料につきまして、下記明細の通り領収いたしましたことをご通知申し上げます。

金額 \_\_\_\_\_ 也

**甲種**

医療保険分					介護保険分(第2号被保険者)				後期高齢者支援金分				小計	
組合員均等割	所得割	家族割	家族均等割	異動に係る調整	組合員均等割	家族割	介護保険料	異動に係る調整	組合員均等割	家族割	後期高齢者支援金分保険料	異動に係る調整		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

**乙種**

医療保険分					介護保険分(第2号被保険者)				後期高齢者支援金分				小計	
組合員均等割 (簡易保険)	組合員均等割	家族割	家族均等割	異動に係る調整	組合員均等割	家族割	介護保険料	異動に係る調整	組合員均等割	家族割	後期高齢者支援金分保険料	異動に係る調整		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
( 人 )														

甲種家族氏名

乙種組合員・家族氏名

第2号被保険者氏名(介護保険)

\*被保険者氏名については、当該月5日までの連絡異動分しか反映されておりません。  
 \*5日以降の異動については、翌月調整欄にて調整金額を表示いたします。  
 \*異動については、2週間以内に組合までご連絡ください。  
 \*必ず徴収人数、金額等をご確認ください。

## 加入・喪失のご連絡は14日以内に！

喪失の場合は、喪失届と一緒に必ず被保険者証をご返却ください。  
資格を喪失(退職等)された時点で、被保険者証は使用できません。

(過去には喪失後受診など医療機関とのトラブルも起こっています。)

保険料は毎月10日に銀行へ口座引き落とし依頼をします。事務手続上、毎月5日頃には異動処理を一旦締め切り、5日以降の異動処理分は翌月の保険料で調整させていただきます。(領収書の異動に係る調整の欄参照)  
なお、加入・喪失の場合の保険料徴収について、以下のとおりです。

- ◇ **加入**の場合の保険料は  
月初めや月末でも、加入月分の保険料は徴収します。
- ◇ **喪失**の場合の保険料は  
月途中の喪失は、前月分までの保険料を徴収します。



加入・喪失の場合は、その日から14日以内に組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いいたします。

## 整骨や鍼灸の施術所を利用される方へ

整骨院や接骨院では、骨折、脱臼、打撲及び捻挫(いわゆる肉ばなれを含む。)について、柔道整復師による施術を受けた場合に限り、保険給付の対象になります。なお、骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

鍼灸院では、主として神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主症とする疾患の治療を、はり師・きゅう師に受けたときに限り、保険給付の対象となります。なお、治療を受けるにあたって、あらかじめ医師の発行した同意書又は診断書が必要です。

また、医療保険が適用されるのは、柔道整復師、はり師・きゅう師の国家資格を持った施術者による施術に限られています。施術を受ける場合は、施術者が国家資格を所有しているかを、施術者の免許保有証や施術所の看板や掲示で確認するようにしましょう。



## 組合員資格調査を実施します

本組合では法令を遵守し、組合員資格の適正化を確実に図るため、平成25年7月に組合員の資格調査を実施いたしました。

厚生労働省通達により、資格調査は定期的に行う必要があるため、今年度7月以降に実施することとなりました。

本組合の存続に関わる重要な問題ですので、是非とも調査へのご理解とご協力の程よろしく願いいたします。詳しくは同封の文書をご覧ください。

## 熊本地震にかかる窓口負担の免除措置の延長

本組合では、熊本地震により被災し、住家が半壊以上等の要件に該当する被保険者の医療機関等での窓口負担(一部負担金)について、平成29年2月診療分まで免除としておりましたが、現在は平成29年9月診療分まで免除措置を延長しております。

現在、2月末までの一部負担金免除証明書をお持ちの場合は、そのまま使用することができますので、廃棄されないようにお願いします。

詳細については、県歯会ホームページのトップページとリンクしている「国保組合からのお知らせ」をご覧ください。

## 『医療費通知』(平成28年12月・29年1月診療分)の送付

28年12月と29年1月に医療機関へ通院された方には、医療費通知(別添のハガキサイズ)を送付しております。乙種組合員(従業員)の分も該当される方がいらっしゃれば同封しておりますので、直接ご本人にお渡しください。

## 加入・喪失等届出用紙、補助申請用紙は最新の様式でご提出を！

資格取得・喪失届には、法的に記載が義務付けられているマイナンバーの欄も設けておりますので、保健事業の補助申請を含め、以前の様式をコピーして使用されずに、最新の様式でご提出いただくようご協力をお願いします。

熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号 Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421